



2022年4月28日

各 位

会 社 名 株式会社モリタホールディングス
代表者名 代表取締役 社長執行役員 尾形 和美
(コード番号 6455 東証プライム市場)
問合せ先 取締役 常務執行役員 経理・情報管理本部長 金岡 真一
(TEL 06-6208-1915)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年4月28日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月28日開催予定の第89回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるものであります。
- (2) 執行役員員の任期については、現行定款では取締役の任期に準じるものとしておりましたが、より一層、経営と執行を明確に区分するため、事業年度を任期とすることとしたものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第13条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法</u>	(削 除)

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p><u>務省令の定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したもののみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(執行役員の任期)</p> <p>第 34 条 <u>執行役員の任期は1年とし、その時期は取締役</u>に準じるものとする。</p> <p>2. <u>取締役会は、執行役員を任期の途中でであっても解任することができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</u></p> <p>第 13 条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(執行役員の任期)</p> <p>第 34 条 <u>執行役員の任期は就任後1年以内に終了する事業年度末日までとする。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、執行役員を任期の途中でであっても解任することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>第 1 条 <u>変更前定款第13条の規定の削除及び変更後定款第13条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに定める施行日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第13条はなお効力を有するものとする。</u></p> <p>3. <u>本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月28日(予定)

定款変更の効力発生日 2022年6月28日(予定)

以上